

2015 年 4 月 3 日

MMSニュース

吉富薬品株式会社

No. 123

「精神科医療情報総合サイト e-らぽ〜る <http://www.e-rapport.jp/>」を開設しています。

MMSニュースのバックナンバーも掲載しております。

本文（表紙含め）：17 枚

平成 27 年度障害福祉サービス報酬改定速報 2

「精神科に係る訓練系・就労系サービス、居住系サービス、相談系サービス」

この速報では平成 27 年度障害福祉サービス報酬改定について告示（3 月 27 日）等から精神科に係る主な改定内容を紹介いたします。詳細につきましては、告示・通知等でご確認下さい。

改定速報 2 では、精神科に係る訓練系・就労系サービス（生活訓練、就労移行支援、就労継続支援）及び居住系サービス（共同生活援助）、相談系サービスの主な改定内容について紹介します。

《CONTENTS》～精神科に係る訓練系・就労系、居住系、相談系サービス～

I. 訓練系・就労系サービス

1. 生活訓練サービス費……………2
2. 就労移行支援サービス費……………6
3. 就労継続支援 A 型サービス費……………8
4. 就労継続支援 B 型サービス費……………10

II. 居住系サービス

- 共同生活援助サービス費……………12

III. 相談系サービス

1. 地域相談支援給付費……………16
地域定着支援サービス費、地域移行支援サービス費
2. 計画相談支援給付費……………17

I. 訓練系・就労系サービス

1. 生活訓練サービス費

生活訓練サービス費	改定前	改定後	算定要件 等	
生活訓練サービス費(I) 【通所訓練型】	(1) 748単位/日	(1) <u>751単位/日</u>	定員20人以下	経営の実態や介護報酬改定の動向等を踏まえ、基本報酬を見直し
	(2) 667単位/日	(2) <u>670単位/日</u>	定員21人以上40人以下	
	(3) 634単位/日	(3) <u>637単位/日</u>	定員41人以上60人以下	
	(4) 609単位/日	(4) <u>612単位/日</u>	定員61人以上80人以下	
	(5) 572単位/日	(5) <u>575単位/日</u>	定員81人以上	
生活訓練サービス費(II) 【訪問訓練型】	(1) 255単位/日	(1) <u>245単位/日</u> ↓	所要時間1時間未満	
	(2) 587単位/日	(2) <u>564単位/日</u> ↓	所要時間1時間以上	
	180日間 50回 かつ月14回	<u>180日間 50回</u>	訪問開始日から起算の算定上限の緩和	
通所による生活訓練の利用者	訪問による訓練のみの利用者を追加	算定対象者の緩和		
基準該当生活訓練サービス費	748単位/日	<u>751単位/日</u>	・50歳未満で区分2以下 ・50歳以上で区分1以上	
生活訓練サービス費(III) 【宿泊訓練型】	(1) 270単位/日	(1) <u>271単位/日</u>	利用期間が2年以内の場合	
	(2) 162単位/日	(2) <u>163単位/日</u>	利用期間が2年超の場合	
生活訓練サービス費(IV) 【宿泊訓練型】	(1) 270単位/日	(1) <u>271単位/日</u>	利用期間が3年以内の場合	
	(2) 162単位/日	(2) <u>163単位/日</u>	利用期間が3年超の場合	

(1) 基本報酬の見直し

平成27年度改定では、サービス事業者の経営の実態や平成27年度介護報酬改定の動向等を踏まえ、生活訓練サービス費(I)【通所訓練型】及び生活訓練サービス費(III)・(IV)【宿泊訓練型】、基準該当生活訓練サービス費の基本報酬は引き上げられ、生活訓練サービス費(II)【訪問訓練型】の基本報酬は引き下げられました。

(2) 生活訓練サービス費(II)【訪問訓練型】の算定要件の見直し

生活訓練サービス費(II)【訪問訓練型】については、引きこもり等や精神科病院に長期入院していた患者の退院直後に通所による訓練が困難な場合もあること等から、通所による自立訓練の利用者だけでなく、訪問による訓練のみの利用者についても、自立訓練の利用が可能となるよう、算定対象者が緩和されました。

(3) 生活訓練サービス費(II)【訪問訓練型】の利用期間の見直し

また、一定の時期に重点的に訪問し、利用者との関係構築や必要な訓練を柔軟に集中して行えるよう、訪問による生活訓練の利用期間の制限が「訪問開始日から起算して180日間ごとに50回かつ月14回」から「訪問開始日から起算して180日間毎に50回」に緩和されました。

精神科医療情報総合サイト「e-らぽ〜る」

(4) 生活訓練サービス費(Ⅰ)・(Ⅱ) (通所訓練型・訪問訓練型) の加算について

生活訓練サービス費	改定前	改定後	算定要件等
福祉専門職員配置等加算	新設	(Ⅰ) +15単位/日	精神保健福祉士等を35%以上雇用している事業所
	(Ⅰ)	(Ⅱ) +10単位/日	精神保健福祉士等を25%以上雇用している事業所
	(Ⅱ)	(Ⅲ) +6単位/日	イ又はロに該当する事業所 イ：常勤職員割合75%以上 ロ：勤続年数3年以上の常勤職員30%以上
食事提供体制加算	(Ⅰ)+68単位/日	(Ⅰ)+48単位/日↓	短期滞在加算算定者
	(Ⅱ)+42単位/日	(Ⅱ)+30単位/日↓	上記以外の利用者
	平成27年3月31日	平成30年3月31日	適用期限の延長
送迎加算	(Ⅰ)+27単位/片道	(Ⅰ)+27単位/片道	①1回の送迎に平均10人以上利用、かつ②週3回以上の送迎実施の場合
	新設	(Ⅱ)+13単位/片道	上記①又は②のどちらかを満たす場合
福祉・介護職員処遇改善加算	新設	(Ⅰ)+所定点数0.041/月	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全てに適合し、かつ(新)定量的要件に適合 ※1
	(Ⅰ)	(Ⅱ)+所定点数0.023/月	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件のいずれかに適合し、(旧)定量的要件に適合 ※2
	(Ⅱ)	(Ⅲ)+上記Ⅱ×0.9/月	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の算定要件のうち、キャリアパス要件又は(旧)定量的要件のいずれかに適合しない場合
	(Ⅲ)	(Ⅳ)+上記Ⅱ×0.8/月	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の算定要件のうち、キャリアパス要件及び(旧)定量的要件のいずれにも適合しない場合

※1 指定障害者支援施設は総単位数の5%を加算

※2 指定障害者支援施設は総単位数の2.8%を加算

通所訓練型である「生活訓練サービス費(Ⅰ)」及び訪問訓練型である「生活訓練サービス費(Ⅱ)」において改定された加算としては、福祉専門職員配置等加算及び食事提供体制加算、送迎加算、福祉・介護職員処遇改善加算となります。

詳細な改定内容については、MMSニュースNo.122「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定速報1」(福祉専門職員配置等加算は3ページ、食事提供体制加算及び送迎加算は6ページ～7ページ、福祉・介護職員処遇改善加算は2ページ～3ページ)を参照ください。

(5) 生活訓練サービス費(Ⅲ) (宿泊訓練型) の加算について

改定前		改定後		算定要件等		
夜間防災・緊急時支援体制加算		夜間支援等体制加算		宿泊型自立訓練サービス費の夜間支援体制の評価を共同生活援助の夜間支援等体制加算の例を参考に直し、名称を変更		
同一日の併算定可		同一日の併算定不可				
新規		(I)	(1) +448単位/日	夜間支援対象利用者	3人以下	夜勤を配置した場合に、夜間支援対象利用者数に応じて算定
			(2) +269単位/日		4人以上6人以下	
			(3) +168単位/日		7人以上9人以下	
			(4) +122単位/日		10人以上12人以下	
			(5) + 96単位/日		13人以上15人以下	
			(6) + 79単位/日		16人以上18人以下	
			(7) + 67単位/日		19人以上21人以下	
			(8) + 58単位/日		22人以上24人以下	
			(9) + 52単位/日		25人以上27人以下	
			(10) + 46単位/日		28人以上30人以下	
		(II)	(1) +149単位/日	夜間支援対象利用者	3人以下	宿直を配置した場合に、夜間支援対象利用者数に応じて算定
			(2) + 90単位/日		4人以上6人以下	
			(3) + 56単位/日		7人以上9人以下	
			(4) + 41単位/日		10人以上12人以下	
			(5) + 32単位/日		13人以上15人以下	
			(6) + 26単位/日		16人以上18人以下	
			(7) + 22単位/日		19人以上21人以下	
			(8) + 19単位/日		22人以上24人以下	
			(9) + 17単位/日		25人以上27人以下	
			(10) + 15単位/日		28人以上30人以下	
(I)	+12単位/日	夜間及び深夜を通じて防災体制を確保している場合	(Ⅲ)	+ 10単位/日	夜間及び深夜を通じて常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合に算定	
(II)	+10単位/日	夜間及び深夜を通じて常時の連絡体制を確保している場合				

1) 夜間防災・緊急時支援体制加算の見直し (夜間支援体制の評価の見直し)

利用者の状況に応じて夜間に職員の配置が必要な場合も考えられることから、名称を「夜間防災・緊急時支援体制加算」から「夜間支援等体制加算」に変更し、共同生活援助の夜間支援等体制加算の例を参考に夜間支援等体制加算(I)及び(II)が新設され、改定前の夜間防災・緊急時支援体制加算(I)及び(II)は新たに夜間支援等体制加算(Ⅲ)に統合されました。

夜間支援等体制加算(I)は夜勤を配置した場合に、夜間支援等体制加算(II)は宿直を配置した場合に、夜間支援対象利用者数に応じて10区分に定められた単位数を算定することができます。

また、夜間支援等体制加算(Ⅲ)は夜間及び深夜を通じて常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合に1日10単位を算定することができます。

なお、同一日に夜間支援等体制加算(I)～(Ⅲ)を併算定することはできません。

精神科医療情報総合サイト「e-らぽ〜る」

宿泊型自立訓練サービス費	改定前	改定後	算定要件 等
日中支援加算	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター	介護保険サービスの(介護予防)通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイ・ケア、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ナイト・ケアを追加	算定対象の日中活動を拡大
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	新設	+41単位/日	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある利用者が利用者数の30%以上で、常勤の視覚障害者等の生活支援に従事する従事者を利用者に対して50:1以上配置
送迎加算	+27単位/片道	廃止	算定実績を踏まえ、廃止
福祉専門職員配置等加算	新設	(I)+10単位/日	精神保健福祉士等を35%以上雇用している事業所
	(I)	(II)+7単位/日	精神保健福祉士等を25%以上雇用している事業所
	(II)	(III)+4単位/日	イ又はロに該当する事業所 イ：常勤職員割合75%以上 ロ：勤続年数3年以上の常勤職員30%以上
食事提供体制加算	+68単位/日	+48単位/日 ↓	食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、見直し
	平成27年3月31日	平成30年3月31日	適用期限の延長
福祉・介護職員処遇改善加算	新設	(I)+所定点数0.041/月	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全てに適合し、かつ(新)定量的要件に適合
	(I)	(II)+所定点数0.023/月	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件のいずれかに適合し、(旧)定量的要件に適合
	(II)	(III)+上記Ⅱ×0.9/月	福祉・介護職員処遇改善加算(II)の算定要件のうち、キャリアパス要件又は(旧)定量的要件のいずれかに適合しない場合
	(III)	(IV)+上記Ⅱ×0.8/月	福祉・介護職員処遇改善加算(II)の算定要件のうち、キャリアパス要件及び(旧)定量的要件のいずれにも適合しない場合

2) 日中支援加算（日中支援の評価）

障害者の重度化・高齢化を踏まえ、心身の状況等によりやむを得ず予定していた日中活動を休んで日中を宿泊型自立訓練事業所で過ごす利用者に対する支援の評価である日中支援加算の算定対象となる日中活動が拡大されました。

平成27年度改定では、日中支援加算の対象となっていた日中活動（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター）に加え、新たに介護保険サービスの（介護予防）通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイ・ケア、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ナイト・ケアが算定対象に追加されています。

3) 改定されたその他の加算

宿泊訓練型である「生活訓練サービス費(Ⅲ)」において改定されたその他の加算としては、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算及び送迎加算、福祉専門職員配置等加算、食事提供体制加算、福祉・介護職員処遇改善加算となります。

精神科医療情報総合サイト「e-らぼ〜る」

生活訓練サービス費(Ⅰ)・(Ⅱ)とは異なり、平成27年度改定で生活訓練サービス費(Ⅲ)は視覚・聴覚言語障害支援体制加算の算定対象となりましたが、送迎加算は算定実績を踏まえ廃止されています。

詳細な改定内容については、MMSニュース No.122「平成27年度障害福祉サービス報酬改定速報1」(視覚・聴覚言語障害者支援体制加算及び送迎加算は7ページ、福祉専門職員配置等加算は3ページ、食事提供体制加算は6ページ、福祉・介護職員処遇改善加算は2ページ～3ページ)を参照ください。

2. 就労移行支援サービス費

就労移行支援サービス費(Ⅱ)は、はり師等の養成施設が対象となっているため、精神科に関連する就労移行支援サービス費(Ⅰ)について紹介します。

就労移行支援サービス費	改定前	改定後	算定要件 等		
就労移行支援サービス費(Ⅰ)	(1) 839単位/日	(1) <u>804単位/日 ↓</u>	定員20人以下	一般就労への定着支援を充実・強化するため、基本報酬の見直し	
	(2) 747単位/日	(2) <u>711単位/日 ↓</u>	定員21人以上40人以下		
	(3) 716単位/日	(3) <u>679単位/日 ↓</u>	定員41人以上60人以下		
	(4) 672単位/日	(4) <u>634単位/日 ↓</u>	定員61人以上80人以下		
	(5) 635単位/日	(5) <u>595単位/日 ↓</u>	定員81人以上		
就労定着支援体制加算	就労移行支援体制加算	廃止	一般就労への定着支援を充実・強化するため、就労移行支援体制加算を廃止し、利用者の就労定着期間に着目した就労定着支援体制加算を創設		
	新規	イ	(1) + 29単位/日	定着率が5%以上15%未満の場合	就労継続期間が6月以上12月未満の利用者
			(2) + 48単位/日	定着率が15%以上25%未満の場合	
			(3) + 71単位/日	定着率が25%以上35%未満の場合	
			(4) + 102単位/日	定着率が35%以上45%未満の場合	
			(5) + 146単位/日	定着率が45%以上の場合	
		ロ	(1) + 25単位/日	定着率が5%以上15%未満の場合	就労継続期間が12月以上24月未満の利用者
			(2) + 41単位/日	定着率が15%以上25%未満の場合	
			(3) + 61単位/日	定着率が25%以上35%未満の場合	
			(4) + 88単位/日	定着率が35%以上45%未満の場合	
			(5) + 125単位/日	定着率が45%以上の場合	
	ハ	(1) + 21単位/日	定着率が5%以上15%未満の場合	就労継続期間が24月以上36月未満の利用者	
		(2) + 34単位/日	定着率が15%以上25%未満の場合		
		(3) + 51単位/日	定着率が25%以上35%未満の場合		
		(4) + 73単位/日	定着率が35%以上45%未満の場合		
(5) + 105単位/日		定着率が45%以上の場合			

(1) 基本報酬の見直しと就労定着支援体制加算の新設

平成27年度改定では、利用者の一般就労への移行実現だけでなく、就労先でより長く就労を継続できるよう支援することも重要であることを踏まえ、一般就労への定着支援を充実・強化するため、基本報酬を引き下げた上で、就労移行支援体制加算を廃止し、利用者の就労定着期間に着目した就労定着支援体制加算が新設されました。

精神科医療情報総合サイト「e-らぽ〜る」

なお、就労継続支援A型に移行した利用者は、就労継続支援A型事業所の生活支援員等による支援が行われることから、就労移行支援事業所における定着支援の必要性は高くないため、就労定着実績には含まれません。

就労移行支援サービス費	改定前	改定後	算定要件 等	
減算項目	新設	所定単位数の15%減算	過去2年間の就労移行者が0の場合(新設)	就労定着実績がない事業所の減算を強化し、就労移行実績がない事業所の減算を新設
	所定単位数の15%減算	所定単位数の30%減算	過去3年間の就労定着者が0の場合	
	所定単位数の30%減算	所定単位数の50%減算	過去4年間の就労定着者が0の場合	
移行準備支援体制加算(Ⅱ)	就労支援単位(1ユニット当たりの最低定員3人以上)ごとに実施	就労支援単位ごとに実施	多様な施設外就労を可能とするため、算定要件を変更(1ユニット当たりの最低定員の要件を緩和し、1人でも加算の算定可)	
福祉専門職員配置等加算	新設	(Ⅰ)+15単位/日	精神保健福祉士等を35%以上雇用している事業所	
	(Ⅰ)	(Ⅱ)+10単位/日	精神保健福祉士等を25%以上雇用している事業所	
	(Ⅱ)	(Ⅲ)+6単位/日	イ又はロに該当する事業所 イ：常勤職員割合75%以上、ロ：勤続年数3年以上の常勤職員30%以上	
食事提供体制加算	+42単位/日	+30単位/日 ↓	食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、見直し	
	平成27年3月31日	平成30年3月31日	適用期限の延長	
送迎加算	(Ⅰ)+27単位/片道	(Ⅰ)+27単位/片道	①1回の送迎に平均10人以上利用、かつ②週3回以上の送迎実施の場合	
	新設	(Ⅱ)+13単位/片道	上記①又は②のどちらかを満たす場合	
福祉・介護職員処遇改善加算	新設	(Ⅰ)+所定点数0.049/月	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全てに適合し、かつ(新)定量的要件に適合※1	
	(Ⅰ)	(Ⅱ)+所定点数0.027/月	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件のいずれかに適合し、(旧)定量的要件に適合※2	
	(Ⅱ)	(Ⅲ)+上記Ⅱ×0.9/月	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の算定要件のうち、キャリアパス要件又は(旧)定量的要件のいずれかに適合しない場合	
	(Ⅲ)	(Ⅳ)+上記Ⅱ×0.8/月	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の算定要件のうち、キャリアパス要件及び(旧)定量的要件のいずれにも適合しない場合	

※1 指定障害者支援施設は総単位数の5%を加算

※2 指定障害者支援施設は総単位数の2.8%を加算

(2) 一般就労への移行実績がない事業所の評価の見直し

就労を希望する障害者であって、一般企業に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、一般就労への移行に向けた支援を行うという就労移行支援の趣旨を踏まえ、一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する減算が強化され、過去3年間の就労定着者数(一般就労への移行後、就労した企業等に連続して6ヵ月以上雇用されている者の数)が0の場合は所定単位数の70%(改定前は15%)が、過去4年間の就労定着者数が0の場合は所定単位数の50%(改定前は30%)が、減算されることとなります。

また、一般就労への移行実績がない事業所に対する減算が新設され、過去2年間の就労移行者数が0の場合は所定単位数の15%が減額されることになりました。

なお、就労継続支援A型に移行した利用者は、利用する障害福祉サービスの種類を変更するものであることから、就労移行者数及び就労定着者数には含まれません。

(3) 移行準備支援体制加算（Ⅱ）の算定要件の見直し

多様な施設外就労を可能とするため、移行準備支援体制加算（Ⅱ）の算定要件が「就労支援単位として1ユニット当たりの最低定員が3人以上」から「就労支援単位」に変更することにより、1ユニット当たりの最低定員の要件が緩和され、1人でも移行準備支援体制加算（Ⅱ）の算定が可能となりました。

(4) 改定されたその他の加算

就労移行支援サービス費において改定されたその他の加算としては、福祉専門職員配置等加算及び食事提供体制加算、送迎加算、福祉・介護職員処遇改善加算となります。

詳細な改定内容については、MMSニュース No.122「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定速報1」（福祉専門職員配置等加算は3ページ、食事提供体制加算は6ページ、送迎加算は7ページ、福祉・介護職員処遇改善加算は2ページ～3ページ）を参照ください。

3. 就労継続支援A型サービス費

就労継続支援A型サービス費	改定前	改定後	算定要件等		
就労継続支援A型サービス費(I) 【7.5:1】	(1) 589単位/日	(1) 584単位/日 ↓	定員20人以下		
	(2) 526単位/日	(2) 519単位/日 ↓	定員21人以上40人以下		
	(3) 494単位/日	(3) 487単位/日 ↓	定員41人以上60人以下		
	(4) 485単位/日	(4) 478単位/日 ↓	定員61人以上80人以下		
	(5) 469単位/日	(5) 462単位/日 ↓	定員81人以上		
就労継続支援A型サービス費(II) 【10:1】	(1) 538単位/日	(1) 532単位/日 ↓	定員20人以下		
	(2) 481単位/日	(2) 474単位/日 ↓	定員21人以上40人以下		
	(3) 447単位/日	(3) 440単位/日 ↓	定員41人以上60人以下		
	(4) 438単位/日	(4) 431単位/日 ↓	定員61人以上80人以下		
	(5) 423単位/日	(5) 416単位/日 ↓	定員81人以上		
減算項目	所定単位数の90%を算定	平成27年9月末まで	短時間利用者が現員数の50%以上80%未満の場合		
	所定単位数の75%を算定		短時間利用者が現員数の80%以上の場合		
	平成27年10月施行	所定単位数の30%を算定	事業所における雇用契約を締結している利用者の1日の平均利用時間 ※	1時間未満の場合	短時間利用に係る減算の仕組みについて、個々の利用者の利用実態を踏まえたものとなるよう見直し
		所定単位数の40%を算定		1時間以上2時間未満の場合	
		所定単位数の50%を算定		2時間以上3時間未満の場合	
		所定単位数の75%を算定		3時間以上4時間未満の場合	
所定単位数の90%を算定	3時間4時間未満の場合				

※ 利用時間の平均は、雇用契約を締結している利用者について、過去3ヵ月間における延べ利用時間を延べ利用人数で除して算出

(1) 短時間利用者の状況を踏まえた評価の見直し

平成 27 年度改定では、経営の実態等を踏まえ、基本報酬が引き下げられました。また、就労継続支援 A 型は、一般就労が困難な者に就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練など必要な支援を行うため、短時間利用に係る減算の仕組みが個々の利用者の利用実態を踏まえたものに見直されました。

そのため、平成 27 年 9 月までは短時間利用者が現員数の 50%以上 80%未満の場合は所定単位数の 90%を、現員数の 80%以上の場合は所定単位数の 75%を、算定することになりますが、平成 27 年 10 月以降は事業所における雇用契約を締結している利用者の 1 日の平均利用時間（5 区分）に応じて、所定単位数の 30%～90%を算定することになります。

なお、利用時間の平均は、雇用契約を締結している利用者の過去 3 ヶ月間における延べ利用時間を延べ利用人数で除して算出します。

就労継続支援 A 型サービス費	改定前	改定後	算定要件 等
重度者支援体制加算(Ⅲ)	+11単位/日～+14単位/日	廃止	・平成27年3月31日までの経過措置 ・前年度の障害基礎年金受給者数が、当該年度の利用者数の2%以上25%未満の場合(特定旧法指定施設から移行した事業所)
施設外就労加算	就労支援単位(1ユニット当たりの最低定員3人以上)ごとに実施	就労支援単位ごとに実施	多様な施設外就労を可能とするため、算定要件を変更(1ユニット当たりの最低定員の要件を緩和し、1人でも加算の算定可)
食事提供体制加算	+42単位/日	+30単位/日 ↓	食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、見直し
	平成27年3月31日	平成30年3月31日	適用期限の延長
送迎加算	(Ⅰ)+27単位/片道	(Ⅰ)+27単位/片道	①1回の送迎に平均10人以上利用、かつ②週3回以上の送迎実施の場合
	新設	(Ⅱ)+13単位/片道	上記①又は②のどちらかを満たす場合
福祉専門職員配置等加算	新規	(Ⅰ)+15単位/日	精神保健福祉士等を35%以上雇用している事業所
	(Ⅰ)	(Ⅱ)+10単位/日	精神保健福祉士等を25%以上雇用している事業所
	(Ⅱ)	(Ⅲ)+6単位/日	イ又はロに該当する事業所 イ：常勤職員割合75%以上、 ロ：勤続年数3年以上の常勤職員30%以上
福祉・介護職員処遇改善加算	新設	(Ⅰ)+所定点数0.040/月	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全てに適合し、かつ(新)定量的要件に適合※1
	(Ⅰ)	(Ⅱ)+所定点数0.022/月	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件のいずれかに適合し、(旧)定量的要件に適合※2
	(Ⅱ)	(Ⅲ)+上記Ⅱ×0.9/月	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の算定要件のうち、キャリアパス要件又は(旧)定量的要件のいずれかに適合しない場合
	(Ⅲ)	(Ⅳ)+上記Ⅱ×0.8/月	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の算定要件のうち、キャリアパス要件及び(旧)定量的要件のいずれにも適合しない場合

※1 指定障害者支援施設は総単位数の5%を加算

※2 指定障害者支援施設は総単位数の2.8%を加算

(2) 重度者支援体制加算(Ⅲ)の廃止

重度者支援体制加算(Ⅲ)は平成 27 年 3 月 31 日までの経過措置とされているため、平成 27 年度改定で廃止されました。

(3) 施設外就労加算の算定要件の見直し

就労移行支援事業の「移行準備支援体制加算(Ⅱ)の算定要件の見直し」(8ページを参照)と同じ算定要件に見直されました。

(4) 改定されたその他の加算

就労継続支援A型サービス費において改定されたその他の加算としては、福祉専門職員配置等加算及び食事提供体制加算、送迎加算、福祉・介護職員処遇改善加算となります。

詳細な改定内容については、MMSニュース No.122「平成27年度障害福祉サービス報酬改定速報1」(福祉専門職員配置等加算は3ページ、食事提供体制加算は6ページ、送迎加算は7ページ、福祉・介護職員処遇改善加算は2ページ～3ページ)を参照ください。

4. 就労継続支援B型サービス費

就労継続支援B型サービス費	改定前	改定後	算定要件等	
就労継続支援B型サービス費(Ⅰ) 【7.5:1】	(1) 589単位/日	(1) 584単位/日 ↓	定員20人以下	事業所における工賃向上に向けた取組を推進するため、基本報酬を見直し
	(2) 526単位/日	(2) 519単位/日 ↓	定員21人以上40人以下	
	(3) 494単位/日	(3) 487単位/日 ↓	定員41人以上60人以下	
	(4) 485単位/日	(4) 478単位/日 ↓	定員61人以上80人以下	
	(5) 469単位/日	(5) 462単位/日 ↓	定員81人以上	
就労継続支援B型サービス費(Ⅱ) 【10:1】	(1) 538単位/日	(1) 532単位/日 ↓	定員20人以下	
	(2) 481単位/日	(2) 474単位/日 ↓	定員21人以上40人以下	
	(3) 447単位/日	(3) 440単位/日 ↓	定員41人以上60人以下	
	(4) 438単位/日	(4) 431単位/日 ↓	定員61人以上80人以下	
	(5) 423単位/日	(5) 416単位/日 ↓	定員81人以上	
目標工賃達成加算	新設	(Ⅰ) +69単位/日	①～④のいずれも満たす場合に算定 ①前年度の工賃実績が、原則、前々年度の工賃実績以上 ②前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の2分の1以上 ③前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上 ④工賃向上計画を作成	工賃が一定の水準に達している事業所を評価するための新たな加算区分を創設するとともに、改定前の算定要件を見直し、加算単位を引き上げ
	(Ⅰ) +49単位/日	(Ⅱ) +59単位/日	改定前の算定要件に、上記の①の要件を追加	
	(Ⅱ) +22単位/日	(Ⅲ) +32単位/日		
目標工賃達成指導員配置加算	(1) +81単位/日	(1) +89単位/日	定員20人以下	工賃向上に向けた体制の整備に積極的に取り組む事業所を評価するため、目標工賃達成指導員配置加算の算定要件を見直すとともに、加算単位を引き上げ
	(2) +72単位/日	(2) +80単位/日	定員21人以上40人以下	
	(3) +67単位/日	(3) +75単位/日	定員41人以上60人以下	
	(4) +66単位/日	(4) +74単位/日	定員61人以上80人以下	
	(5) +64単位/日	(5) +72単位/日	定員81人以上	
	目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上	目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上	改定前の算定要件に、「目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置」を追加	

(1) 工賃向上に向けた取組の評価

1) 目標工賃達成加算の見直し

平成27年度改定では、事業所における工賃向上に向けた取組を推進するため、基本報酬の引き下げを行った上で、工賃が一定の水準に達している事業所を評価する新たな目標工賃達成加算(Ⅰ)1日69単位を新設し、改定前の目標工賃達成加算(Ⅰ)・(Ⅱ)の名称は目標工賃達成加算(Ⅱ)・(Ⅲ)に変更されました。

目標工賃達成加算(Ⅰ)の算定要件は、4項目(①前年度の工賃実績が、原則、前々年度の工賃実績以上、②前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の1/2以上、③前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上、④工賃向上計画を作成していること)となっており、1日69単位を算定することができます。また、目標工賃達成加算(Ⅱ)・(Ⅲ)は、改定前の算定要件に、①の要件「前年度の工賃実績が、原則、前々年度の工賃実績以上」が追加され、目標工賃達成加算(Ⅱ)は1日49単位から1日59単位に目標工賃達成加算(Ⅲ)は1日22単位から1日32単位に引き上げられました。

2) 目標工賃達成指導員配置加算の見直し

工賃向上に向けた体制の整備に積極的に取り組む事業所を評価するため、改定前の目標工賃達成指導員配置加算の算定要件に、「目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置」が追加され、加算単位が定員に応じて「1日64単位～81単位」から「1日72単位～89単位」に引き上げられました。

(2) 改定されたその他の加算

就労継続支援B型サービス費	改定前	改定後	算定要件等
重度者支援体制加算(Ⅲ)	+11単位/日～+14単位/日	廃止	・平成27年3月31日までの経過措置 ・前年度の障害基礎年金受給者数が、当該年度の利用者数の2%以上25%未満の場合(特定旧法指定施設から移行した事業所)
施設外就労加算	就労支援単位(1ユニット当たりの最低定員3人以上)ごとに実施	就労支援単位ごとに実施	多様な施設外就労を可能とするため、算定要件を変更(1ユニット当たりの最低定員の要件を緩和し、1人でも加算の算定可)
食事提供体制加算	+42単位/日 平成27年3月31日	+30単位/日 ↓ 平成30年3月31日	食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、見直し 適用期限の延長
送迎加算	(Ⅰ)+27単位/片道 新設	(Ⅰ)+27単位/片道 (Ⅱ)+13単位/片道	①1回の送迎に平均10人以上利用、かつ②週3回以上の送迎実施の場合 上記①又は②のどちらかを満たす場合
福祉専門職員配置等加算	新規 (Ⅰ)	(Ⅰ)+15単位/日 (Ⅱ)+10単位/日	精神保健福祉士等を35%以上雇用している事業所 精神保健福祉士等を25%以上雇用している事業所
	(Ⅱ)	(Ⅲ)+6単位/日	イ又はロに該当する事業所 イ：常勤職員割合75%以上、 ロ：勤続年数3年以上の常勤職員30%以上
福祉・介護職員処遇改善加算	新設	(Ⅰ)+所定点数0.038/月	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全てに適合し、かつ(新)定量的要件に適合 ※1
	(Ⅰ)	(Ⅱ)+所定点数0.021/月	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件のいずれかに適合し、(旧)定量的要件に適合 ※2
	(Ⅱ)	(Ⅲ)+上記Ⅱ×0.9/月	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の算定要件のうち、キャリアパス要件又は(旧)定量的要件のいずれかに適合しない場合
	(Ⅲ)	(Ⅳ)+上記Ⅱ×0.8/月	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の算定要件のうち、キャリアパス要件及び(旧)定量的要件のいずれにも適合しない場合

※1 指定障害者支援施設は総単位数の5%を加算

※2 指定障害者支援施設は総単位数の2.8%を加算

精神科医療情報総合サイト「e-らぽ〜る」

支援B就労継続型サービス費において改定されたその他の加算としては、就労継続支援A型サービス費と同様であり、重度者支援体制加算(Ⅲ)、施設外就労加算、福祉専門職員配置等加算及び食事提供体制加算、送迎加算、福祉・介護職員処遇改善加算となります。

詳細な改定内容については、MMSニュース No.122「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定速報1」(福祉専門職員配置等加算は3ページ、食事提供体制加算は6ページ、送迎加算は7ページ、福祉・介護職員処遇改善加算は2ページ～3ページ)及びMMSニュース No.123「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定速報2」(重度者支援体制加算(Ⅲ)の廃止は9ページ、施設外就労加算の算定要件の見直しは10ページ)を参照ください。

Ⅱ. 居住系サービス

■ 共同生活援助サービス費

共同生活援助サービス費	改定前	改定後	算定要件等
共同生活援助サービス費(Ⅰ) 【4:1】	(1) 645単位/日	(1) <u>668</u> 単位/日	区分6
	(2) 528単位/日	(2) <u>552</u> 単位/日	区分5
	(3) 449単位/日	(3) <u>471</u> 単位/日	区分4
	(4) 383単位/日	(4) <u>385</u> 単位/日	区分3
	(5) 294単位/日	(5) <u>295</u> 単位/日	区分2
	(6) 257単位/日	(6) <u>259</u> 単位/日	区分1 以下
共同生活援助サービス費(Ⅱ) 【5:1】	(1) 594単位/日	(1) <u>617</u> 単位/日	区分6
	(2) 477単位/日	(2) <u>501</u> 単位/日	区分5
	(3) 398単位/日	(3) <u>420</u> 単位/日	区分4
	(4) 332単位/日	(4) <u>334</u> 単位/日	区分3
	(5) 243単位/日	(5) <u>244</u> 単位/日	区分2
	(6) 211単位/日	(6) <u>212</u> 単位/日	区分1 以下
共同生活援助サービス費(Ⅲ) 【6:1】	(1) 561単位/日	(1) <u>584</u> 単位/日	区分6
	(2) 444単位/日	(2) <u>467</u> 単位/日	区分5
	(3) 365単位/日	(3) <u>387</u> 単位/日	区分4
	(4) 299単位/日	(4) <u>301</u> 単位/日	区分3
	(5) 210単位/日	(5) <u>211</u> 単位/日	区分2
	(6) 181単位/日	(6) <u>182</u> 単位/日	区分1 以下
共同生活援助サービス費(Ⅳ) 【体験利用】	(1) 675単位/日	(1) <u>699</u> 単位/日	区分6
	(2) 558単位/日	(2) <u>582</u> 単位/日	区分5
	(3) 479単位/日	(3) <u>502</u> 単位/日	区分4
	(4) 413単位/日	(4) <u>415</u> 単位/日	区分3
	(5) 324単位/日	(5) <u>326</u> 単位/日	区分2
	(6) 287単位/日	(6) <u>289</u> 単位/日	区分1 以下

重度障害者の支援を強化するため、障害支援区分の高い利用者に係る報酬を充実

共同生活援助サービス費		改定前	改定後	算定要件 等			
経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費		142単位/日	廃止	経過措置は平成27年3月31日まで			
個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)※:介護サービス包括	(1)	434単位/日	444単位/日	世話人配置	4:1	区分6	
	(2)	388単位/日	398単位/日			区分5	
	(3)	356単位/日	365単位/日			区分4	
	(1)	383単位/日	393単位/日	世話人配置	5:1	区分6	
	(2)	337単位/日	347単位/日			区分5	
	(3)	305単位/日	314単位/日			区分4	
	(1)	350単位/日	360単位/日	世話人配置	6:1	区分6	
	(2)	304単位/日	313単位/日			区分5	
	(3)	272単位/日	281単位/日			区分4	
外部サービス利用型共同生活援助サービス費	(Ⅰ)	257単位/日	259単位/日	世話人配置	4:1	サービスの適正実施の観点から見直し、重度障害者の支援を強化するため、障害支援区分の高い利用者に係る報酬を充実	
	(Ⅱ)	211単位/日	212単位/日				5:1
	(Ⅲ)	181単位/日	182単位/日				6:1
	(Ⅳ)	120単位/日	121単位/日				10:1
	(Ⅴ)	287単位/日	289単位/日	体験利用			
受託居宅介護サービス費	イ	99単位/日	95単位/日 ↓	所要時間	15分未満	介護報酬改定の動向を踏まえ、見直し	
	ロ	199単位/日	191単位/日 ↓				15分以上30分未満
	ハ	271単位/日	260単位/日 ↓				30分以上1時間20分未満
		(90単位)	(86単位) ↓				(所要時間30分から15分増すごとに加算)
	ニ	580単位/日	557単位/日 ↓				1時間30分以上
		(37単位)	(36単位) ↓				(所要時間1時間30分から15分増すごとに加算)

※平成27年3月31日までとされている重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成30年3月31日まで延長

(1) 共同生活援助サービス費の基本報酬の見直し

重度の障害者に対する支援を強化するため、障害支援区分の高い利用者に係る報酬の充実を図るよう、介護サービス包括型である共同生活援助サービス費及び個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)、外部サービス利用型共同生活援助サービス費の基本報酬が引き上げられましたが、受託居宅介護サービス費(外部サービス利用型)については介護報酬改定の動向を踏まえ、引き下げられました。

介護サービス包括型における個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)の経過措置は平成27年3月31日となっていたりましたが、平成30年3月31日まで延長されました。

また、経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費の経過措置は平成27年3月31日となっていたため、平成27年度改定で経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費は廃止されました。

(2) 夜間支援体制加算の見直し

共同生活援助サービス費	改定前	改定後	算定要件 等
夜間支援等体制加算(Ⅰ)	新設	(1)+672単位/日	夜間支援対象利用者2人以下
		(2)+448単位/日	夜間支援対象利用者3人
	(1)	(3)+336単位/日	夜間支援対象利用者4人
	(2)	(4)+269単位/日	夜間支援対象利用者5人
	(3)	(6)+224単位/日	夜間支援対象利用者6人
	(4)	(7)+192単位/日	夜間支援対象利用者7人
	(5)	(8)+149単位/日	夜間支援対象利用者8人以上 10人以下
	(6)	(8)+112単位/日	夜間支援対象利用者11人以上 13人以下
	(7)	(9)+90単位/日	夜間支援対象利用者14人以上 16人以下
	(8)	(10)+75単位/日	夜間支援対象利用者17人以上 20人以下
(9)	(11)+54単位/日	夜間支援対象利用者21人以上 30人以下	

1人の夜間支援従事者が少人数の利用者に対して支援した場合を適切に評価するため、夜間支援等体制加算(Ⅰ)において3人以下の利用者を支援した場合の新たな2区分が新設されました。

1人の夜間支援従事者が少人数の利用者に対して支援した場合を適切に評価するため、夜間支援等体制加算(Ⅰ)において3人以下の利用者を支援した場合の新たな2区分が新設されました。

そのため、改定前は1人の夜間支援従事者が4人以下の利用者を支援した場合に1日336単位を算定することになっていましたが、平成27年度改定で1人の夜間支援従事者が、4人の利用者を支援した場合は1日336単位を、3人の利用者を支援した場合は1日448単位を、2人以下の利用者を支援した場合は1日448単位を、算定することが可能となりました。

(3) 重度障害者支援加算の見直し

重度障害者に対する支援を強化し、かつ、より適切に評価するため、算定要件を以下の通り見直し、一部の従業者に対し一定の研修の受講を課すとともに、事業所全ての利用者ではなく重度障害者に対する支援を評価する加算へと見直すほか、算定対象を重度障害者が1人以上いる事業所に拡大され、重度障害者支援加算は1日45単位から1日360単位に引き上げられました。

共同生活援助サービス費	改定前	改定後
重度障害者支援加算 (介護サービス包括型)	重度障害者に対する支援を強化し、かつ、より適切に評価するため、一部の従業者に対し一定の研修の受講を課すとともに、事業所全ての利用者ではなく重度障害者に対する支援を評価する加算へと見直し、算定対象を重度障害者が1人の事業所に拡大	
	+45単位/日	+360単位/日
算定要件	① 重度の障害者が2人以上いる事業所	① 重度の障害者が1人以上いる事業所
	② 生活支援員を加配していること	② 生活支援員を加配していること
	③ 事業所の全ての利用者について算定	③ 事業所の重度障害者についてのみ算定
	新設	④ サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は嗜痰吸引等研修(第2号)修了者、かつ、生活支援員のうち20%以上が強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者又は嗜痰吸引等研修(第3号)修了者 ・強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者がいる事業所であって重度障害者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該修了者を配置している旨届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成 ・経過措置期間を設けることとし、当該期間中は要件を緩和

(4) 改定されたその他の加算

共同生活援助サービス費	改定前	改定後	算定要件等		
日中支援加算	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター	介護保険サービスの(介護予防)通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイケア、精神科ショートケア、精神科デイナイトケアを追加	算定対象の日中活動を拡大		
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	新規	+41単位/日	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある利用者が利用者数の30%以上で、常勤の視覚障害者等の生活支援に従事する従事者を利用者に対して50:1以上配置		
福祉専門職員配置等加算	新規	(I) +10単位/日	精神保健福祉士等を35%以上雇用している事業所		
	(I)	(II) +7単位/日	精神保健福祉士等を25%以上雇用している事業所		
	(II)	(III) +4単位/日	イ又はロに該当する事業所 イ：常勤職員割合75%以上、 ロ：勤続年数3年以上の常勤職員30%以上		
福祉・介護職員処遇改善加算	新設	(I)	(1)+所定点数0.054/月 (2)+所定点数0.124/月	指定共同生活援助(介護サービス包括型)事業所の場合 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	
		(I)	(1) (2)	(II)	(1)+所定点数0.030/月 (2)+所定点数0.069/月
	(II)	(1)	(III)	(1)+上記II(1)×0.9/月	指定共同生活援助(介護サービス包括型)事業所の場合
		(2)	(III)	(1)+上記II(2)×0.9/月	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
	(III)	(1)	(IV)	(1)+上記II(1)×0.8/月	指定共同生活援助(介護サービス包括型)事業所の場合
		(2)	(IV)	(1)+上記II(2)×0.8/月	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合

精神科医療情報総合サイト「e-らぼ〜る」

共同生活援助サービス費において改定されたその他の加算としては、日中支援加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、福祉専門職員配置等加算、福祉・介護職員処遇改善加算となります。

詳細な改定内容については、MMSニュース No.123「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定速報2」（日中支援加算は5ページ）及びMMSニュース No.122「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定速報1」（視覚・聴覚言語障害者支援体制加算は7ページ、福祉専門職員配置等加算は3ページ、福祉・介護職員処遇改善加算は2ページ～3ページ）を参照ください。

Ⅲ. 相談系サービス

地域相談支援給付費(地域定着支援)		改定前	改定後	算定要件等
地域定着支援サービス費	イ 体制確保費	301単位/月	302単位/月	サービスの適正実施の観点から基本報酬を見直し
	ロ 緊急時支援費	703単位/月	705単位/月	
地域相談支援給付費(地域移行支援)		改定前	改定後	算定要件等
地域移行支援サービス費		2,313単位/月	2,323単位/月	サービスの適正実施の観点から基本報酬を見直し
初回加算		新設	+500単位/月	サービス利用の初期段階におけるアセスメント等に係る業務負担を評価
障害福祉サービスの体験利用加算		+300単位/日	利用期間の制限 廃止	利用者の病状や意向、状態に応じて柔軟に「障害福祉サービスの体験利用」「体験宿泊」が行えるよう、利用期間の制限を廃止。(支援の提供開始日から90日以内に限りという制限を廃止)
体験宿泊加算		(Ⅰ) 300単位/日 (Ⅱ) 700単位/日		
計画相談支援給付費		改定前	改定後	算定要件等
イ サービス利用支援費		1,606単位/月	1,611単位/月	サービスの適正実施の観点から見直し モニタリングの実施頻度について、よりきめ細かな支援を図る観点から、利用している障害福祉サービスや障害児通所支援をもって一律に設定することとせず、利用者の状態等に応じて柔軟に設定の上実施
ロ 継続サービス利用支援費		1,306単位/月	1,310単位/月	
居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)		703単位/月	705単位/月	
居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)		1,004単位/月	1,007単位/月	
特定事業所加算		新設	+300単位/月	手厚い人員体制や関係機関との連携等により、質の高い計画相談支援・障害児相談支援が提供されている事業所を評価。

1. 地域相談支援給付費

(1) 地域定着支援サービス費

サービスの適正実施の観点から基本報酬が見直され、地域定着支援サービス費の体制確保費は305単位/月から302単位/月に、緊急時支援費は703単位/月から705単位/月に、引き上げられました。

(2) 地域移行支援サービス費

1) 基本報酬の見直し

サービスの適正実施の観点から基本報酬が見直され、地域移行支援サービス費は 2,313 単位/月から 2,323 単位/月に引き上げられました。

2) サービス利用の初期段階における評価（初回加算の新設）

サービスの利用に係る初期段階においては、病院等を訪問し、利用者の生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に時間や労力を要することから、こうした業務負担を評価する初回加算（500 単位/月）が新設されました。

3) 障害福祉サービスの体験利用等の利用期間の見直し

利用者の病状や意向、状態に応じて柔軟に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊が行えるよう、障害福祉サービスの体験利用加算や体験宿泊加算の利用期間の制限（体験的な宿泊支援の提供開始日から 90 日以内に限る。）が廃止されました。

2. 計画相談支援給付費

1) 基本報酬の見直し

サービスの適正実施の観点から基本報酬が見直され、サービス利用支援費は 1,606 単位/月から 1,611 単位/月に、継続サービス利用支援費は 1,306 単位/月から 1,310 単位/月に、引き上げられました。

また、減算項目である居宅介護支援費重複減算(I)は 703 単位/月から 705 単位/月に、居宅介護支援費重複減算(II)は 1,004 単位/月から 1,007 単位/月に、見直されました。

2) 支援体制の評価（特定事業所加算の新設）

手厚い人員体制や関係機関との連携等により、質の高い計画相談支援・障害児相談支援が提供されている事業所を評価するため、特定事業所加算（300 単位/月）が新設されました。

3) モニタリングの実施頻度について

モニタリングの実施頻度については、よりきめ細かな支援を図る観点から、利用している障害福祉サービスや障害児通所支援に基づき一律に設定しないで、利用者の状態等に応じて柔軟に設定の上実施することになりました。

以上